

## 令和 2 年度の高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成 18 年度以降、県では高齢者虐待の状況を毎年公表しています。

### 1 令和 2 年度における高齢者虐待の概要

- 施設での従事者による虐待件数は 4 件で、前年度（3 件）より 1 件増加しました。
- 家庭での養護者による虐待件数は 124 件で、前年度（156 件）より 32 件減少しました。
- 家庭での養護者による虐待においては、被虐待者の約 8 割が「女性」、虐待者の約 4 割が「息子」、「身体的虐待」が約 7 割以上を占めるなど、昨年度とほぼ同様の傾向がみられます。

### 2 県の高齢者虐待防止対策

- 介護施設職員や市町村職員を対象に、未然防止のための優良事例の紹介や職員のストレスケアなど、資質向上に向けた研修会の実施
- 市町村職員では解決が困難な事例への対応など、弁護士、社会福祉士、司法書士等専門職による相談体制の充実
- パンフレットの作成・配布等による相談窓口、通報義務等の周知による県民の虐待防止の意識向上
- 家族の介護負担を軽減させるための介護サービスの利用促進
- 施設・事業者に対して定期的に行う実地指導において、虐待防止を重点項目として指導を実施
- 「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催等による市町村、関係機関・団体との連携強化

### 3 公表資料

別添のとおり



## 令和2年度の高齢者虐待の状況について

山形県 健康福祉部 高齢者支援課

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条の規定により、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査と県の独自調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

(調査対象期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

## 1 養介護施設等(※1)における従事者による高齢者虐待

※1 介護保険法、老人福祉法に規定する施設・事業所

訪問介護、有料老人ホームにおいて、計4件確認されました。

## (1) 虐待と認定した件数及び人数

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
件数	1件	1件	1件	0件	0件	0件	2件	2件	2件	4件	1件	1件	0件	3件	4件
人数	1人	1人	1人	0人	0人	0人	2人	3人	2人	8人	1人	1人	0人	3人	6人

## (2) 虐待の概要(4件)

区分	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
施設等の種別	訪問介護	有料老人ホーム (訪問介護)	有料老人ホーム	有料老人ホーム
虐待の種別	心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待	心理的虐待
被虐待者	性別	女性	男性及び女性 4人	男性
	要介護度	要介護3	要介護3～5	要介護3
	年齢別	80～84歳	75～84歳	85～89歳
虐待者	人数	1人	6人	2人
	職種等	女性(介護職員)	男性及び女性 (経営者・介護職員)	男性及び女性 (経営者)
市町村・県が行った対応	事業所への注意及び経過観察	立入り検査後、対応を検討中	施設への指導及び改善状況確認	施設への指導及び改善状況確認

※年齢別は5才きざみの表示としている。

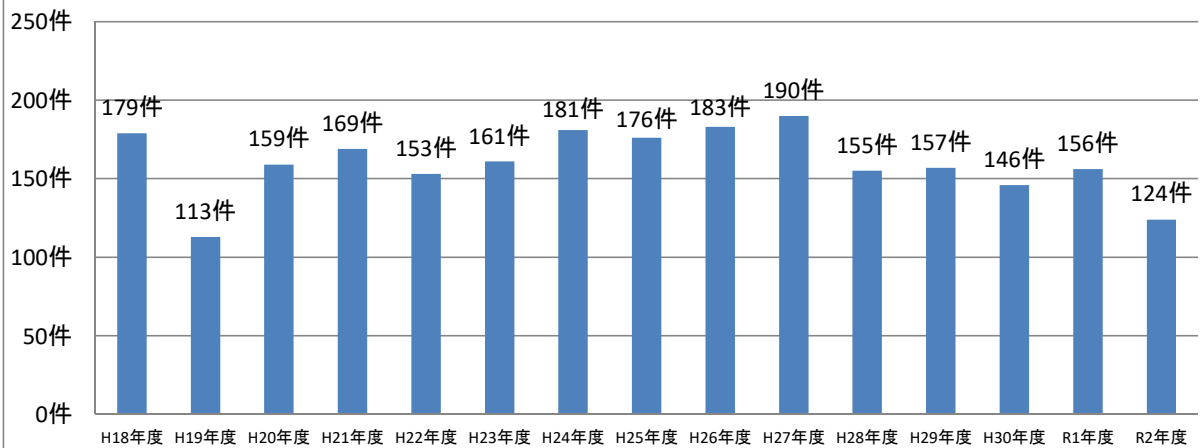
## 2 家庭における養護者(※2)による高齢者虐待

※2 高齢者の世話をしている家族、親族等

件数は124件で、前年度より32件減少（前年度比-20%）しています。

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
件 数	179件	113件	159件	169件	153件	161件	181件	176件	183件	190件	155件	157件	146件	156件	124件
人 数	182人	119人	163人	172人	160人	164人	182人	180人	191人	198人	161人	160人	150人	165人	126人

家庭における養護者による高齢者虐待件数の推移



### (1)被虐待者について

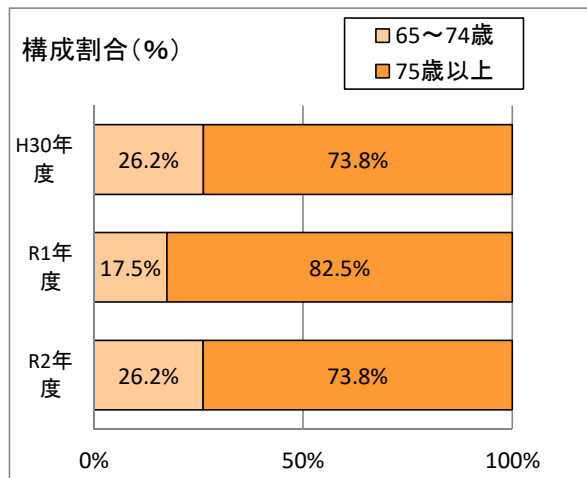
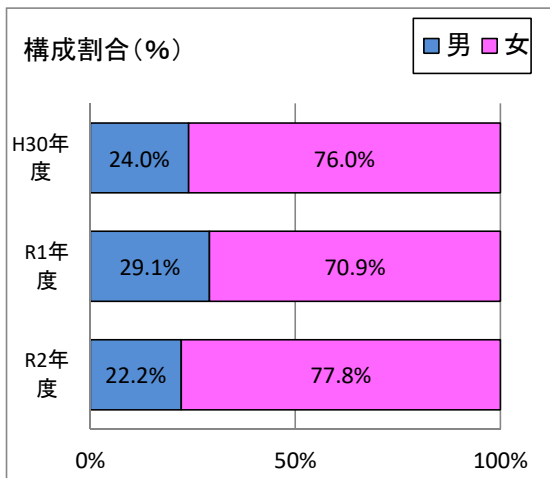
女性が約78%を占めています。また、75歳以上の後期高齢者が約74%を占めています。

#### ①男女別

区 分	男	女	計
H30年度	36人	114人	150人
R1年度	48人	117人	165人
R2年度	28人	98人	126人

#### ②年齢別

区 分	65～74歳	75歳以上	計
H30年度	39人	111人	150人
R1年度	29人	136人	165人
R2年度	33人	93人	126人

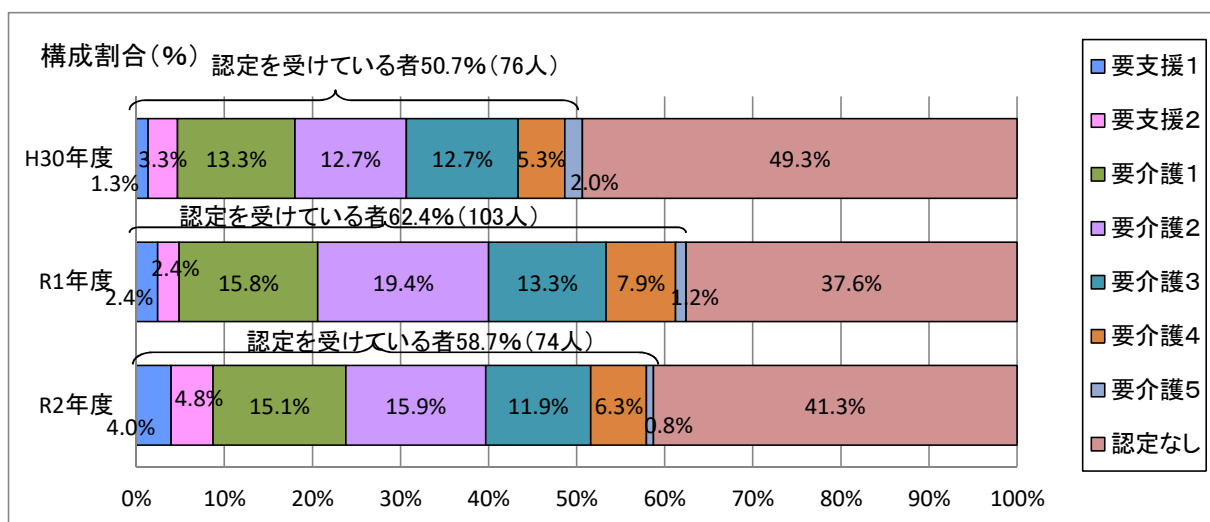


※端数の関係で合計が100%とならない場合があります。

### ③介護保険認定状況

介護保険の認定を受けている者が約59%となっています。

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定なし	計
H30年度	2人	5人	20人	19人	19人	8人	3人	74人	150人
R1年度	4人	4人	26人	32人	22人	13人	2人	62人	165人
R2年度	<b>5人</b>	<b>6人</b>	<b>19人</b>	<b>20人</b>	<b>15人</b>	<b>8人</b>	<b>1人</b>	<b>52人</b>	<b>126人</b>

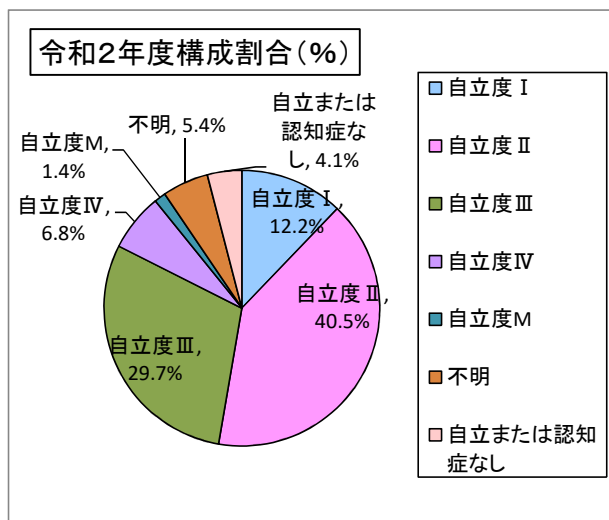


### ④介護保険の認定を受けている者の認知症日常生活自立度

介護保険の認定を受けている者のうち、認知症の症状がある高齢者が約91%となっています。

また、自立度Ⅱが最も多くなっています。

区 分	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度M	不明	自立・認知症なし	計	(再掲) I~M
H30年度	15人	24人	25人	7人	3人	0人	2人	76人	74人
R1年度	18人	41人	23人	13人	1人	3人	4人	103人	96人
R2年度	<b>9人</b>	<b>30人</b>	<b>22人</b>	<b>5人</b>	<b>1人</b>	<b>4人</b>	<b>3人</b>	<b>74人</b>	<b>67人</b>



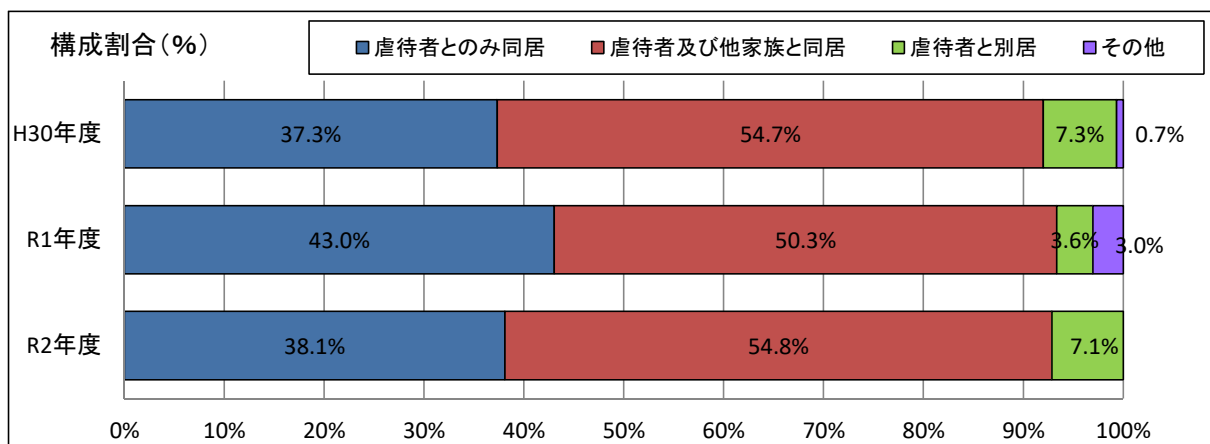
【参考】認知症高齢者日常生活自立度の目安

I	症状はあるが、日常生活はほぼ自立。
II	日常生活に支障をきたすが、周囲が注意していれば自立することができる。
III	日常的に介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたし、行動や意志疎通が困難であり、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動、身体疾患があり、専門医療を必要とする。

### ⑤虐待者との同居状況

虐待者と同居する者が多く、「虐待者とのみ同居」と「虐待者及び他家族と同居」を合わせると全体の約93%を占めています。

区 分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	計
H30年度	56人	82人	11人	1人	150人
R1年度	71人	83人	6人	5人	165人
R2年度	<b>48人</b>	<b>69人</b>	<b>9人</b>	<b>0人</b>	<b>126人</b>

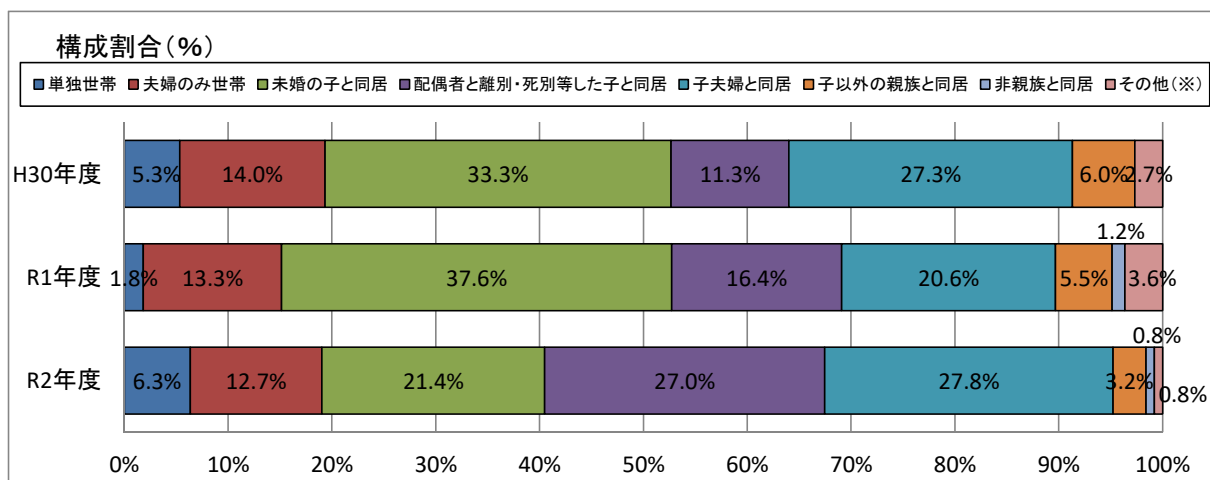


### ⑥家族形態 (子は養子を含み、子と同居の家族形態は、三世代以上の場合及び他の親族も同居の場合を含む)

「配偶者と離別・死別等した子と同居」及び「子夫婦と同居」が多くなっています。

区 分	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	子以外の親族と同居	非親族と同居	その他(※)	計
H30年度	8人	21人	50人	17人	41人	9人	0人	4人	150人
R1年度	3人	22人	62人	27人	34人	9人	2人	6人	165人
R2年度	<b>8人</b>	<b>16人</b>	<b>27人</b>	<b>34人</b>	<b>35人</b>	<b>4人</b>	<b>1人</b>	<b>1人</b>	<b>126人</b>

※ 既婚の子も未婚の子も同居、被虐待者が入所・入院など他の選択肢に該当しない場合

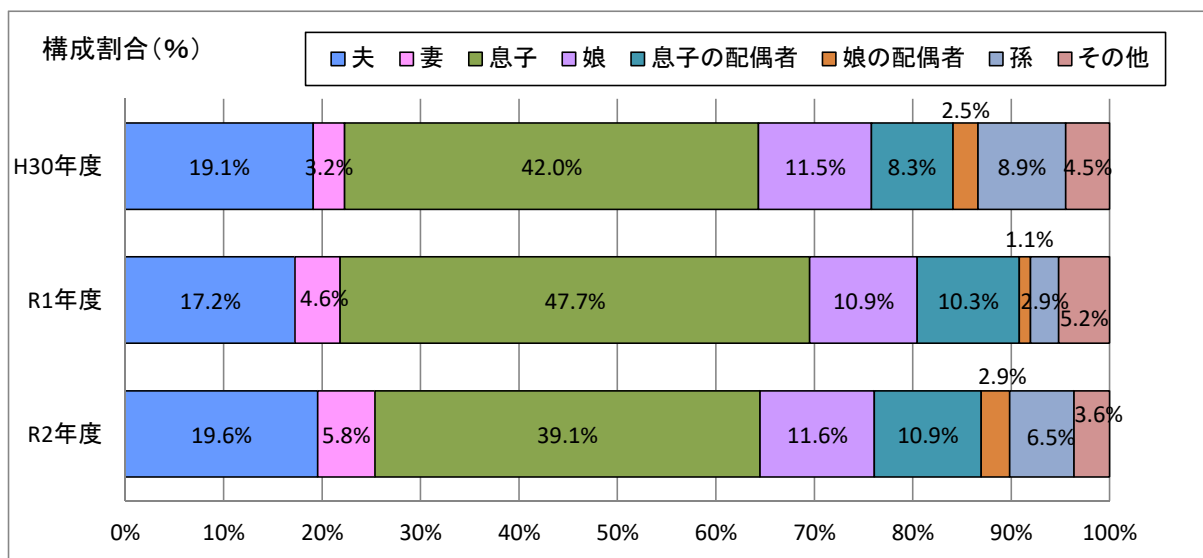


(2) 虐待者について(一つの事案について複数いる場合は、それぞれに計上)

①被虐待者から見た虐待者の続柄

息子が全体の約39%を占め、次いで、夫、娘が多くなっています。

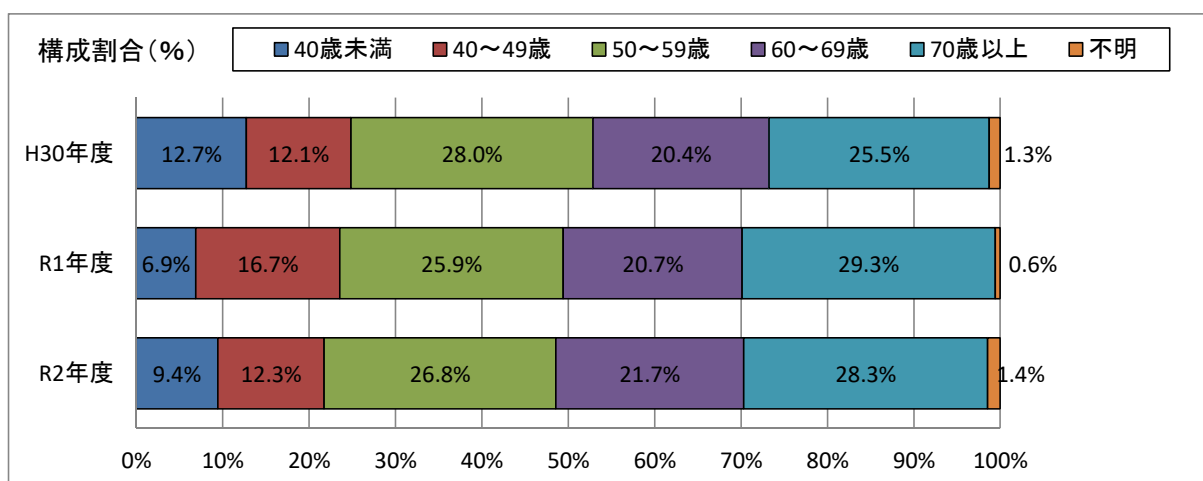
区 分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他	計
H30年度	30人	5人	66人	18人	13人	4人	14人	7人	157人
R1年度	30人	8人	83人	19人	18人	2人	5人	9人	174人
R2年度	<b>27人</b>	<b>8人</b>	<b>54人</b>	<b>16人</b>	<b>15人</b>	<b>4人</b>	<b>9人</b>	<b>5人</b>	<b>138人</b>



②年齢別

虐待者の年齢は、50代以上が多くなっています。

区 分	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
H30年度	20人	19人	44人	32人	40人	2人	157人
R1年度	12人	29人	45人	36人	51人	1人	174人
R2年度	<b>13人</b>	<b>17人</b>	<b>37人</b>	<b>30人</b>	<b>39人</b>	<b>2人</b>	<b>138人</b>



## (県独自調査項目)虐待者の介護への関与状況及び就労・経済状況について

(家庭における養護者による虐待と判断された124事例の主たる虐待者(126人)の状況について市町村から回答)

注:市町村が虐待対応時の状況等を基に回答したものであり、虐待者本人からの回答ではない。

### 【結果の概要】

- ・被虐待者と常時接触していた虐待者は全体の約8割を占めています。
- ・主たる介護者として介護していた虐待者は全体の約5割となっています。
- ・主たる介護者であった虐待者の約6割は、介護の協力者がいませんでした。
- ・主たる介護者であった虐待者の介護歴は、「不明」を除き「1年未満」が最も多くなっています。
- ・主たる介護者であった虐待者の約7割が介護疲れや悩みを抱えていました。
- ・虐待者の約5割が無職であり、うち60歳未満の者が約3割を占めています。
- ・虐待者の約3割が経済的困窮が疑われる状態にありました。

### 【県独自調査項目の結果】

#### (1)虐待者の介護への関与状況

##### ①被虐待者との接触時間(頻度)

日中も含め常時	66人	52.4%	} 84.9%
日中以外は常時	41人	32.5%	
週に数日程度	9人	7.1%	
月に数日程度	0人	0.0%	
ほとんど接触なし	7人	5.6%	
不明	3人	2.4%	
計	126人		

##### ②被虐待者に対する介護の取組み状況

主たる介護者として介護	58人	46.0%
補佐的に介護	10人	7.9%
別の者が介護	10人	7.9%
介護が不要	43人	34.1%
不明	5人	4.0%
計	126人	

##### ③ ②で「主たる介護者として介護」と回答した者(58人)の状況

性別	男性	女性	年齢	49歳以下	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明
	37人	21人		5人	17人	14人	13人	9人	0人
	63.8%	36.2%		8.6%	29.3%	24.1%	22.4%	15.5%	0.0%

続柄	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
	14人	6人	20人	8人	5人	1人	2人	2人
	24.1%	10.3%	34.5%	13.8%	8.6%	1.7%	3.4%	3.4%

介護の協力等の有無	介護の協力者あり	22人	37.9%	} 58.6%
	介護の協力者なし(相談相手あり)	9人	15.5%	
	介護の協力者、相談相手いずれもなし	25人	43.1%	
	不明	2人	3.4%	

介護歴	1年未満	11人	19.0%
	1年以上3年未満	8人	13.8%
	3年以上5年未満	9人	15.5%
	5年以上10年未満	7人	12.1%
	10年以上	3人	5.2%
	不明	20人	34.5%



介護疲れの状況	介護疲れがとてもあった	33人	56.9%	} 74.1%
	介護疲れがややあった	10人	17.2%	
	介護疲れがあまりなかった	5人	8.6%	
	介護疲れがなかった	7人	12.1%	
	不明	3人	5.2%	

介護の悩みの状況	介護の悩みがとてもあった	28人	48.3%	} 63.8%
	介護の悩みがややあった	9人	15.5%	
	介護の悩みがあまりなかった	9人	15.5%	
	介護の悩みがなかった	4人	6.9%	
	不明	8人	13.8%	

## (2) 虐待者の就労・経済状況

### ① 就労状況

職についていない（無職）	58人	46.0%
正規の職に就いている	24人	19.0%
非正規の職に就いている	14人	11.1%
自営業	11人	8.7%
職についているが詳細不明	11人	8.7%
不明	8人	6.3%
計	126人	

職についていない者の年齢			} 20人 34.5%
40歳未満	3人	5.2%	
40～49歳	5人	8.6%	
50～59歳	12人	20.7%	
60歳以上	38人	65.5%	
不明	0人	0.0%	

職についていない60歳未満の者（20人）の続柄							
夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
0人	0人	12人	3人	4人	0人	1人	0人
0.0%	0.0%	60.0%	15.0%	20.0%	0.0%	5.0%	0.0%

### ② 虐待者世帯の経済的な困窮状況

経済的困窮が疑われる	41人	32.5%
困窮状況には無い	81人	64.3%
不明	4人	3.2%
計	126人	

### ③②で「経済的困窮が疑われる」と回答した者（41人）の状況

年齢	49歳以下	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明
	9人	18人	6人	4人	4人	0人
	22.0%	43.9%	14.6%	9.8%	9.8%	0.0%

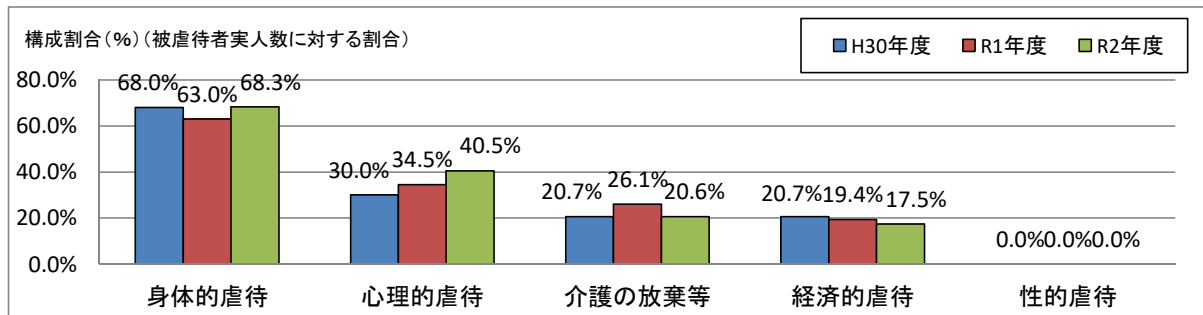
続柄	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
	3人	4人	18人	5人	7人	0人	3人	1人
	7.3%	9.8%	43.9%	12.2%	17.1%	0.0%	7.3%	2.4%

世帯状況	生活保護受給世帯	1人	2.4%
	住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）	8人	19.5%
	その他（支払い滞納、多額の借金等）	32人	78.0%

(3) 虐待の種別について（複数に該当する場合は、それぞれに計上）

「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」が多くなっています。

区分	身体的虐待	心理的虐待	介護の放棄等	経済的虐待	性的虐待	被虐待者実人数
H30年度	102人	45人	31人	31人	0人	150人
R1年度	104人	57人	43人	32人	0人	165人
R2年度	86人	51人	26人	22人	0人	126人



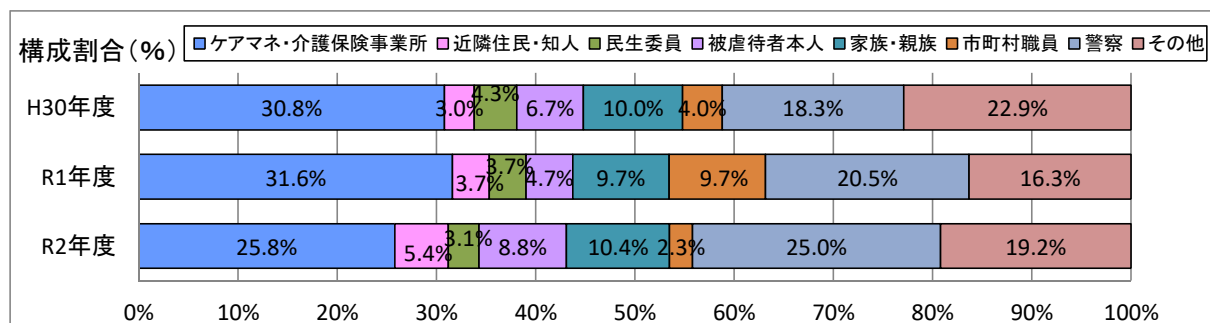
身体的虐待	暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。（殴る、蹴る、ベットに縛るなど）
心理的虐待	脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。（怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど）
介護世話の放棄・放任（ネグレクト）	意図的か結果的かを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること。（入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受けさせないなど）
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。（生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど）
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。（わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど）

(4) 相談・通報者について（最終的に虐待の判断に至らなかった相談・通報を含む）

ケアマネジャー・介護保険事業所職員、警察からの相談・通報が多い状況です。

「その他」には、地域包括支援センター職員、医療機関、虐待者自身などが含まれます。

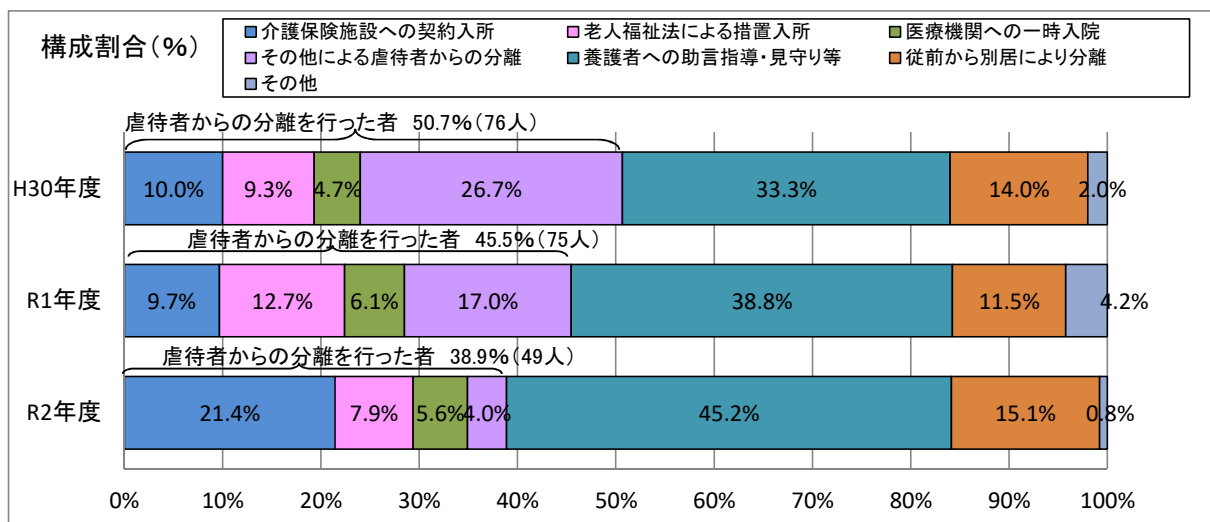
区分	ケアマネ・介護保険事業所	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	市町村職員	警察	その他	地域包括支援センター職員	計
H30年度	101人	10人	14人	22人	33人	13人	60人	75人	46人	328人
R1年度	120人	14人	14人	18人	37人	37人	78人	62人	34人	380人
R2年度	67人	14人	8人	23人	27人	6人	65人	50人	39人	260人



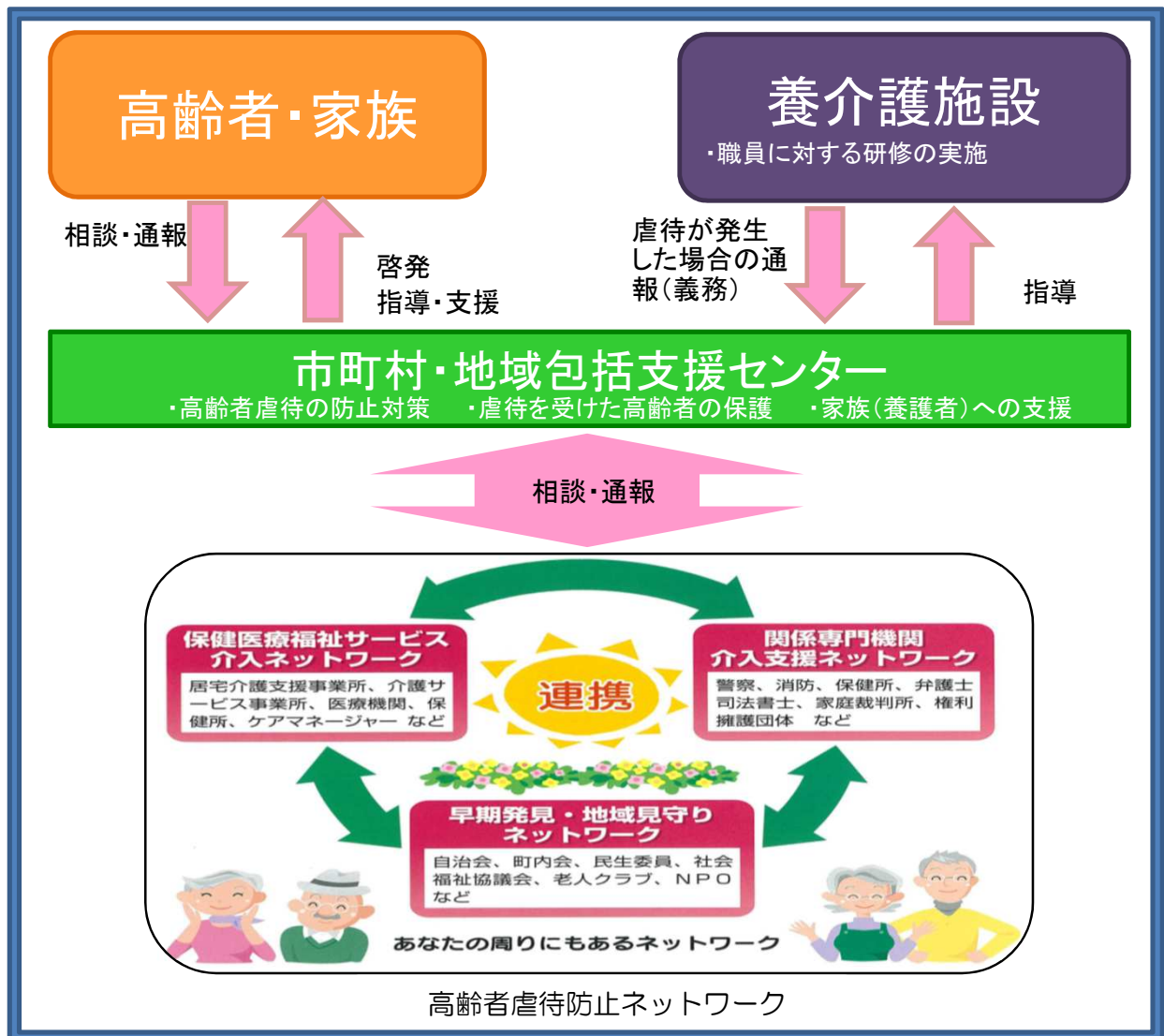
(5) 虐待への対応について

被虐待高齢者の保護のため虐待者からの分離を行った人数が49人（38.9%）を占め、分離の手段としては、他の住宅に移るなどの「その他による虐待者からの分離」が最も多くなっています。

区分	虐待者からの分離				小計	養護者への助言指導・見守り等	従前から別居等により分離	その他	計
	介護保険施設への契約入所	老人福祉法による措置入所	医療機関への一時入院	その他による虐待者からの分離					
H30年度	15人	14人	7人	40人	76人	50人	21人	3人	150人
R1年度	16人	21人	10人	28人	75人	64人	19人	7人	165人
R2年度	27人	10人	7人	5人	49人	57人	19人	1人	126人



## 高齢者虐待防止の取組みのイメージ図



## 山形県の取組み

- ① 関係機関による連携協力体制の確立
  - ・山形県高齢者・障がい者虐待防止会議の開催
  - ・専門職による相談支援体制の確保
- ② 高齢者虐待防止の普及啓発
  - ・高齢者虐待防止パンフレットの作成、配布
- ③ 関係機関職員の研修等
  - ・市町村職員等情報交換会の開催
  - ・施設職員等を対象とした研修会の開催

## 【県民の皆様へ】

### あなたの「気づき」が虐待の深刻化を防ぎます

虐待を受けている高齢者や、介護疲れの家族は何かしらのサインを発しています。以下の項目は、「高齢者虐待」の発見の手がかりとなる「虐待の危険サイン」の例です。

あなたの身のまわりに思い当たることがあれば、あなたのお住まいの「市町村」やお近くの「地域包括支援センター」にご相談ください。

県内各市町村の高齢者虐待の通報・相談窓口は、山形県ホームページにも掲載しています。詳しくは「山形県 高齢者虐待防止 窓口」で検索してください。

高齢者からのサイン
<input type="checkbox"/> 不自然なけがや傷がある
<input type="checkbox"/> 急におびえたり怖がる
<input type="checkbox"/> 無気力、投げやりである
<input type="checkbox"/> 栄養失調、脱水症状がみられる
<input type="checkbox"/> 悪臭がしたり、服が汚れている等不衛生な状態である
<input type="checkbox"/> お金があるのにサービス利用料や生活費の支払ができない
<input type="checkbox"/> 傷やあざの説明のつじつまが合わない、話したがらない
<input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり、減ったりする

養護者（家族）からのサイン
<input type="checkbox"/> 介護に疲れている
<input type="checkbox"/> 無気力、投げやりである
<input type="checkbox"/> 高齢者を怒鳴る、しつこくと言ってたたく
<input type="checkbox"/> 高齢者の世話に対する不平・不満が多い
<input type="checkbox"/> 介護サービスを受けさせない
<input type="checkbox"/> 高齢者を友人等に会わせない
<input type="checkbox"/> 保健・福祉の担当者とうの嫌うようになる
<input type="checkbox"/> 高齢者に関する話題をさける

## 山形県高齢者虐待防止宣言

～高齢者虐待のない社会の実現をめざして～

- 1 高齢者の権利利益を守り、高齢者が尊厳を持って安心して生活を送ることができる社会を目指します。
- 2 家庭、施設での高齢者虐待の防止に向け、地域全体で取り組みます。
- 3 高齢者虐待の問題を誰もが見過ごさず、一人ひとりの問題として県民あげて取り組みます。

平成19年7月27日

山形県高齢者虐待防止県民会議